

ウ 津軽半島北側水域河川  
長川、今別川の2河川2地点において調査を実施しました。

BODの経年変化の状況は表2-1-12のとおりです。類型指定されている2水域とも環境基準を達成しました。

表2-1-12 津軽半島北側水域河川におけるBOD(75%値)の経年変化

(単位: mg/ℓ)

水域名	測定地点名	環境基準 類 型	年 度				
			19	20	21	22	23
長 川	○新長川橋	A	0.7	0.9	<0.5	0.5	1.4
今 別 川	○あすなろ橋	A	1.0	1.0	0.6	0.5	1.0

(注) ○印: 環境基準点

エ 陸奥湾西側水域河川  
堤川、駒込川、野内川、蟹田川等9河川16地点において調査を実施しました。  
BODの経年変化の状況は表2-1-13のとおりです。

類型指定されている11水域のうち9水域で環境基準を達成しました。  
新城川の新井田橋及び横内川の水道取水口上流では、環境基準未達成でした。

表2-1-13 陸奥湾西側水域河川におけるBOD(75%値)の経年変化

(単位: mg/ℓ)

水域名	測定地点名	環境基準 類 型	年 度				
			19	20	21	22	23
蟹 田 川	○蟹田橋	A	1.0	0.8	<0.5	0.6	1.0
高 石 川	○高石股橋	A	0.7	0.7	0.6	0.5	0.8
新 城 川	○戸建沢橋	B	1.6	1.3	1.7	1.7	1.4
	○新井田橋	B	2.6	2.0	2.2	2.4	3.3
沖 館 川	○沖館橋	C	2.6	2.1	2.5	2.6	2.2
	○西滝川滝内橋	C	2.3	1.7	2.3	2.4	2.4
堤 川	○下湯ダム下	A	0.5	<0.5	0.6	0.5	0.8
	○荒川橋	A	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5
	○甲田橋	B	0.6	<0.5	<0.5	0.5	0.7
横 内 川	○水道取水口上流	AA	<0.5	<0.5	0.5	1.0	1.7
	○ねぶたの里入口	A	0.8	0.7	0.8	1.0	1.6
駒 込 川	○駒込川頭首工	A	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	<0.5
	○八甲橋	B	<0.5	<0.5	0.5	0.8	0.9
野 内 川	○滝沢橋	A	<0.5	<0.5	1.1	0.7	<0.5
	○野内橋	A	0.7	0.5	1.2	1.1	0.7
浅 虫 川	○鉄橋下	-	3.2	2.2	2.9	4.2	1.1

(注) ○印: 環境基準点

オ 陸奥湾東側水域河川  
野辺地川、田名部川、川内川等11河川17地点において調査を実施しました。  
BODの経年変化の状況は表2-1-14のとおり

りです。  
類型指定されている11水域すべてで環境基準を達成しました。

表2-1-14 陸奥湾東側水域河川におけるBOD(75%値)の経年変化

(単位: mg/ℓ)

水域名	測定地点名	環境基準 類 型	年 度				
			19	20	21	22	23
小 湊 川	○雷電橋	A	1.0	0.8	1.2	1.2	0.9
野 辺 地 川	○清水目橋	A	1.2	1.0	1.0	<0.5	<0.5
	○野辺地橋	B	2.3	1.0	1.1	0.9	1.3
田 名 部 川	○荷坂橋	A	1.3	1.4	1.0	0.9	0.9
	○赤坂橋	B	1.3	2.2	1.4	1.1	1.0
新 田 名 部 川	○下北橋	B	2.7	2.1	2.6	2.2	2.1
	○むつ大橋	-	1.4	1.8	3.0	1.1	1.3
小 荒 川	○中荒川橋	A	0.6	<0.5	0.5	<0.5	<0.5
	○小荒川橋	B	1.9	2.4	2.0	1.6	1.9
宇 曾 利 川	○宇曾利川橋	A	0.9	0.7	0.8	<0.5	<0.5

永下川	○永下橋	A	0.8	<0.5	0.6	<0.5	0.8
川内川	○永湖鏡大橋	A	1.0	0.7	0.9	0.9	1.1
	○矢櫃大橋	A	1.1	0.7	0.8	<0.5	1.4
	○川内橋	A	0.8	0.7	0.6	<0.5	0.8
葛沢川	○葛沢橋	-	0.5	0.8	0.6	<0.5	0.6
小沢川	○国道下口	-	4.0	1.3	2.3	1.5	0.9
小境川	○河	-	1.9	1.1	0.6	1.0	1.5

(注) ○印：環境基準点

カ 下北半島西側水域河川  
古佐井川、奥戸川の2河川2地点において調査を実施しました。  
BODの経年変化の状況は表2-1-15のとおり

りです。  
類型指定されている2水域とも環境基準を達成しました。

表2-1-15 下北半島西側水域河川におけるBOD(75%値)の経年変化

(単位：mg/ℓ)

水域名	測定地点名	環境基準 類型	年 度				
			19	20	21	22	23
古佐井川	○古佐井橋	A	1.2	1.0	0.6	0.8	0.7
奥戸川	○奥戸橋	A	1.5	1.1	0.7	1.0	<0.5

(注) ○印：環境基準点

キ 下北半島北側水域河川  
大畑川、正津川の2河川2地点において調査を実施しました。  
BODの経年変化の状況は表2-1-16のとおり

りです。  
類型指定されている大畑川は、環境基準を達成しました。

表2-1-16 下北半島北側水域河川におけるBOD(75%値)の経年変化

(単位：mg/ℓ)

水域名	測定地点名	環境基準 類型	年 度				
			19	20	21	22	23
大畑川	○小目名橋	A	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6
正津川	○正津橋	-	1.5	1.5	1.4	1.0	1.7

(注) ○印：環境基準点

ク 東通り水域河川  
七戸川、坪川等10河川15地点において調査を実施しました。  
BODの経年変化の状況は表2-1-17のとおり

りであり、類型指定されている5水域のうち4水域で環境基準を達成しました。  
古間木川の第二境橋では、環境基準未達成でした。

表2-1-17 東通り水域河川におけるBOD(75%値)の経年変化

(単位：mg/ℓ)

水域名	測定地点名	環境基準 類型	年 度				
			19	20	21	22	23
小老部川	○小老部橋	-	0.7	0.8	0.7	0.8	0.6
七戸川	○大浦橋	A	0.8	0.9	0.8	1.1	0.7
	○上野	A	0.6	0.8	0.6	0.7	0.9
	○作田川水道上流	A	0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.9
	○坪川立石	A	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	○〃鉸山終	A	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	○〃天間ダム	A	0.5	<0.5	0.5	0.8	<0.5
	○〃榎林橋	A	0.9	0.8	0.7	1.1	0.9
	○小坪川坪川流入前	A	0.8	<0.5	<0.5	0.6	<0.5
	○赤川赤川橋	A	1.5	1.7	1.7	2.1	2.3
	土場川	○鳥口橋	A	1.1	1.0	1.0	1.0
砂土路川	○砂土路橋	A	1.0	0.9	0.9	1.2	0.9
姉沼川	○姉沼橋	B	1.3	1.0	1.1	1.7	1.3
古間木川	○古間木陸橋下	B	4.1	3.7	3.7	3.1	4.1
	○第二境橋	B	3.6	3.5	2.9	2.3	3.3

(注) ○印：環境基準点

ケ 新井田川河口水域河川  
新井田川、馬淵川、奥入瀬川等6河川19地点において調査を実施しました。

りです。  
類型指定されている9水域すべてで環境基準を達成しました。

BODの経年変化の状況は表2-1-18のとおり

表2-1-18 新井田川河口水域河川におけるBOD(75%値)の経年変化

(単位: mg/l)

水域名	測定地点名	環境基準 類 型	年 度				
			19	20	21	22	23
奥入瀬川	○馬門橋	AA	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6
	○十和田橋	A	0.8	0.7	0.6	0.5	0.6
	○御幸橋	A	0.8	1.4	0.9	1.1	0.7
	○幸運橋	A	1.3	0.7	1.1	1.1	0.9
五戸川	○開運橋	B	1.1	1.0	1.1	1.5	1.2
	○戊辰橋	A	0.9	0.9	1.2	0.6	0.9
	○尻引橋	B	1.0	1.5	1.5	0.8	0.9
馬淵川	○梅泉橋	A	1.0	1.1	1.3	0.8	0.7
	○名久井橋	A	1.2	1.1	1.0	0.8	0.8
	○櫛引橋	A	0.9	1.3	1.5	1.3	1.5
	○尻内橋	B	0.9	1.3	1.3	1.4	1.4
熊原川	○大留ヶ崎橋	B	0.8	1.2	1.4	1.3	1.4
	○なかの橋	-	1.0	1.3	1.0	0.8	0.7
浅水川	○鷹ノ巣橋	-	2.2	1.5	1.4	1.4	1.0
	○長館橋	A	1.2	0.8	0.9	0.9	1.0
新井田川	○新井田橋	A	1.1	0.9	0.9	0.9	1.3
	○塩入橋	B	1.1	0.8	0.9	0.9	1.1
	○湊橋	B	1.0	1.2	0.9	0.7	1.1
	○湊橋	B	1.3	1.2	0.9	1.0	1.1

(注) ○印: 環境基準点

② 湖 沼  
十和田湖、小川原湖等7湖沼21地点において調査を実施しました。

主要地点のCODの経年変化は表2-1-19のとおりであり、類型指定されている3湖沼のうち、小川原湖及び十和田湖で環境基準未達成でした。

表2-1-19 湖沼におけるCOD(75%値)の経年変化

(単位: mg/l)

水域名	測定地点名	環境基準 類 型	年 度				
			19	20	21	22	23
市柳沼	中央(St. 2)	-	11	11	12	11	14
田面木沼	中央(St. 3)	-	12	10	8.8	14	12
小川原湖	○姉沼川前面C	A	3.4	3.6	4.3	5.2	4.7
	○中央G	A	5.1	9.1	8.5	7.5	5.3
	○総合観測所H	A	3.8	4.3	5.1	5.5	4.3
	○姉沼(中央)	A	6.5	6.6	6.6	6.5	9.1
	○内沼(中央)	A	9.6	7.0	8.3	9.2	8.4
十和田湖	○中央(St. 5)	AA	1.4	1.4	1.3	1.4	1.5
	○子ノ口前面(St. 9)	AA	1.4	1.3	1.2	1.6	1.3
浅瀬石川ダム貯水池	○ダムサイト	A	2.4	2.2	2.5	2.9	2.6

(注) ○印: 環境基準点

③ 海 域  
陸奥湾、八戸前面海域等8海域58地点において調査を実施しました。

準を達成しましたが、日本海岸地先海域の十三湖1km沖他9地点では、環境基準未達成でした。

CODの経年変化の状況は表2-1-20のとおりです。

また、陸奥湾については、全窒素及び全磷の環境基準の類型指定がなされており、その経年変化の状況は表2-1-21のとおりであり、両項目とも環境基準を達成しました。

類型指定されている28水域のうち24水域で環境基

表2-1-20 海域におけるCOD（75%値）の経年変化

(単位：mg/ℓ)

海域名	測定地点名	環境基準 種類	年 度				
			19	20	21	22	23
日 本 海 岸 域	○ 深 浦 港 中 央	B	1.7	1.7	1.9	2.2	2.5
	○ 屏 風 岩 1 km 沖	A	1.4	1.2	1.7	1.4	1.7
	○ 十 三 湖 1 km 沖	A	3.7	2.4	2.3	3.2	2.3
	○ 鱒ヶ 沢 1 km 沖	A	1.6	1.5	1.7	1.5	2.1
	○ 追 良 瀬 1 km 沖	A	1.7	1.4	1.5	1.9	1.6
	○ 岩 崎 1 km 沖	A	1.6	1.7	1.9	1.9	2.4
津 軽 半 島 域	○ 襲 月 1 km 沖	A	1.6	1.3	1.4	1.2	1.6
	○ 今 別 1 km 沖	A	1.3	1.2	1.3	1.2	2.0
陸 奥 湾	○ 青森港(西)(St.1)	C	2.1	1.9	1.9	2.0	2.2
	○ 青森港(東)(St.2)	C	2.2	1.9	2.1	1.8	2.4
	○ 堤川1km沖(St.3)	B	2.2	2.0	1.9	2.0	2.5
	○ 青森湾中央(St.4)	A	1.5	1.6	1.7	1.7	2.3
	○ 蟹 田 沖 (St.5)	A	1.4	1.6	1.6	1.4	2.1
	○ 平 館 沖 (St.6)	A	1.3	1.6	1.3	1.8	1.9
	○ 小湊港中央(St.7)	B	2.0	2.2	2.0	1.9	2.3
	○ 野辺地港中央(St.10)	B	1.6	1.6	1.8	2.1	2.4
	○ 大湊港(1)(St.15) (田名部川河口)	C	1.7	1.8	1.8	2.8	2.5
	○ 大湊港(2)(芦崎)(St.14)	B	2.3	2.0	2.1	3.2	2.7
	○ 川内港中央(St.9)	B	1.7	1.9	1.8	2.7	2.7
	○ 陸奥湾中央(St.8)	A	1.4	1.6	1.5	1.8	2.9
	○ 野辺地湾中央(St.11)	A	1.5	1.5	1.5	1.9	3.1
	○ 横 浜 沖 (St.12)	A	1.6	1.6	1.6	1.6	2.4
○ 大湊湾中央(St.13)	A	1.7	1.7	1.7	2.5	1.9	
下 北 半 島 域	○ 大 間 港 中 央	B	1.1	1.3	1.7	1.3	1.1
	○ 大 間 1 km 沖	A	1.5	1.3	1.6	1.3	1.3
	○ 福 浦 1 km 沖	A	1.6	1.2	1.8	1.4	1.1
下 北 半 島 域	○ 尻 屋 岬 港 中 央	B	1.2	1.1	1.5	1.3	1.2
	○ 尻 屋 1 km 沖	A	1.2	1.3	1.2	1.3	1.2
	○ 大 畑 1 km 沖	A	1.1	1.4	1.5	1.4	1.1
	○ 易 国 間 1 km 沖	A	1.0	1.2	1.4	1.2	1.3
東 通 り 海 域	○ D - 2	A	1.4	1.3	1.2	1.1	1.5
	○ 二 川 目 1 km 沖	A	1.6	1.5	1.9	1.8	1.6
	○ 四 川 目 1 km 沖	A	1.4	1.5	1.5	1.9	1.5
	○ 砂ヶ 森 1 km 沖	A	1.7	1.5	1.2	1.2	1.4
	○ F - 1	A	1.3	1.4	1.7	1.3	1.4
	○ 白 糠 1 km 沖	A	1.4	1.2	1.4	1.2	1.0
	○ 小 田 野 沢 1 km 沖	A	1.4	1.4	1.5	1.3	1.2
	○ むつ小川原港(1) (鷹架沼)(St.3)	C	5.2	6.1	7.2	5.5	5.9
	○ むつ小川原港(1) (新納屋)	C	1.6	1.9	1.9	1.8	1.7
	○ むつ小川原港(2) (尾駁沼)(St.2)	C	3.3	3.4	3.3	3.8	2.9
○ むつ小川原港(3) (C - 1.5) (D - 0.5)	B	1.3	1.1	1.2	1.3	1.4	
	B	1.3	1.3	1.4	1.2	1.4	
八 戸 前 面 海 域	○ 第一工業港・1(St.1)	C	4.7	3.2	3.1	5.1	3.3
	○ 第一工業港・2(St.2)	C	5.0	5.9	3.2	7.4	3.5
	○ 第二工業港・1(St.8)	C	3.0	2.3	1.7	3.7	3.2
	○ 第二工業港・2(St.7)	C	4.1	2.5	1.6	3.8	2.9
	○ 第三工業港(St.6)	C	2.2	2.9	1.7	3.5	3.5
	○ 海域(甲)・1(St.3)	B	2.4	3.9	3.0	3.7	3.6
	○ 海域(甲)・2(St.5)	B	2.0	3.2	1.8	3.4	3.1
	○ 海域(甲)・3(St.4)	B	2.5	2.9	1.8	3.3	2.6
	○ 海域(甲)・4(St.15)	B	2.6	2.7	3.2	3.6	3.8
	○ 海域(乙)・1(St.13)	B	1.4	3.0	2.8	1.8	1.5
	○ 海域(乙)・2(St.9)	B	6.3	2.1	1.5	2.8	1.9
	○ 海域(乙)・3(St.10)	B	2.2	1.7	1.6	1.8	1.8
	○ 海域(丙)・1(St.12)	A	1.3	1.9	1.5	2.0	1.8
○ 海域(丙)・2(St.11)	A	1.2	2.2	1.8	2.0	1.9	
南 浜 海 域	○ 小 舟 渡 平 1 km 沖	A	1.2	1.7	1.2	1.8	1.9
	○ 種 差 1 km 沖	A	1.1	1.7	1.4	1.4	1.6

(注) ○印：環境基準点

表 2-1-21 陸奥湾における全窒素及び全磷の経年変化

(単位：mg/ℓ)

項目	測定地点	環境基準 種類	基準値	年 度				
				19	20	21	22	23
全 窒 素	湾 内 15環 境 基 準 点	I	0.2mg/ℓ 以 下	0.16	0.17	0.14	0.12	0.13
全 磷	湾 内 15環 境 基 準 点	I	0.02mg/ℓ 以 下	0.008	0.008	0.010	0.009	0.006

(注) すべての基準点の平均値により評価する。

(3) 地下水質の現況

トリクロロエチレン等の有害物質による地下水質の汚染の状況を監視するため、平成元年度から測定計画を定めて水質調査を実施しています。

平成23年度は、県、青森市、八戸市が、3市7町2村の19本の井戸について概況調査を、5市1町の40本の井戸について汚染井戸周辺地区調査を、10市8町の111本の井戸について継続監視調査を実施しました(資料編表18)。

① 概況調査

19本の井戸について調査を実施したところ、1本の井戸から環境基準を超える有害物質が検出されました。

② 汚染井戸周辺地区調査

ア 鉛

八戸市根城地区の6本の井戸を調査したところ、1本の井戸から検出されましたが環境基準値を下回っていました。

イ 砒素

青森市新町、八ツ役、問屋町地区の4本、おいらせ町向山地区の10本の計14本の井戸を調査したところ、9本の井戸から検出されましたが環境基準値を下回っていました。

ウ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

八戸市白銀町地区の2本、三沢市大町地区の4本、おいらせ町向山地区の10本の計16本の井戸を調査したところ、全ての井戸から検出され、うち2本の井戸で環境基準値を超えていました。

エ ふっ素

つがる市朝日地区の4本の井戸を調査したところ、全ての井戸から検出され、うち2本の井戸で環境基準値を超えていました。

③ 継続監視調査

111本の井戸について調査したところ、49本の井戸から環境基準値を超えて有害物質が検出されました。

ア 鉛

八戸市諏訪、是川、松館地区の3本、十和田市稲生町地区の2本の計5本の井戸で検出され、うち1本の井戸で環境基準値を超えていました。

イ 砒素

青森市堤、中央、幸畑、横内、新町野、本町地区の6本、弘前市大久保、神田地区の4本、八戸市江陽、小中野、柏崎地区の3本、平川市大光寺地区の3本、むつ市田名部町地区の2本の計18本の井戸で検出され、うち1本の井戸で環境基準値を超えていました。

ウ 四塩化炭素

八戸市大久保地区の2本、三沢市幸町地区の1本の計3本の井戸で検出され、うち2本の井戸で環境基準値を超えていました。

エ 1,2-ジクロロエタン

八戸市尻内町地区の1本、三沢市幸町地区の1本の計2本の井戸で検出されましたが、環境基準値を下回っていました。

オ 1,2-ジクロロエチレン

弘前市土手町地区の1本、八戸市城下、尻内町地区の2本、三沢市幸町地区の1本の計4本の井戸で検出され、うち1本の井戸で環境基準値を超えていました。

カ 1,1,2-トリクロロエタン

八戸市尻内町地区の1本の井戸で検出されましたが、環境基準値を下回っていました。

キ トリクロロエチレン

八戸町城下、尻内町地区の2本の井戸で検出されましたが、環境基準値を下回っていました。

ク テトラクロロエチレン

弘前市土手町地区の1本、八戸市城下、内丸、尻内町地区の3本、三沢市幸町、岡三沢地区の2本の計6本の井戸で検出され、うち2本の井戸で環境基準値を超えていました。

ケ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

八戸市市川町(前山町)、市川町(桔梗野)、上野、湊町、内丸、鳥屋部町、吹上、新井田、鮫

町、是川、田面木、妙、糠塚、松館、豊崎町、櫛引、八幡、金浜、岬台地区の37本、十和田市三本木地区の1本、三沢市中央町、岡三沢地区の3本、野辺地町金沢市地区の1本、東北町乙部地区の2本、三戸町川守田地区の2本、五戸町中市、鍛冶屋窪、博労町地区の5本、田子町田子地区の2本、南部町平地区の1本の計54本の井戸で検出され、うち29本の井戸で環境基準値を超えています。

#### コ ふっ素

弘前市賀田、神田地区の3本、五所川原市柏原町、錦町、鎌谷町地区の6本、つがる市松原、桑野木田地区の3本、藤崎町藤崎地区の3本、大鰐町長峰地区の1本の計16本の井戸で検出され、うち13本の井戸で環境基準値を超えています。

#### サ ほう素

五所川原市柏原町、鎌谷町地区の6本の井戸で検出され、うち4本の井戸で環境基準値を超えています。

#### シ 塩化ビニルモノマー

八戸市城下、尻内町地区の2本の井戸で検出され、うち1本の井戸で環境基準値を超えています。

#### (4) 水浴場の水質の現況

水浴場の水質保全対策の一環として、平成23年度は、年間の遊泳人口が概ね1万人以上（湖水浴場は概ね5千人以上）の21水浴場（県実施17水浴場、青森市実施2水浴場、八戸市実施2水浴場）について水質調査を実施し、各水浴場とも『適』又は『可』と判定されました（資料編表22、23）。

また、一部水浴場を対象に、病原性大腸菌O157の調査を実施した結果、いずれの水浴場においても検出されませんでした。

環境省は、平成9年度に水質が良好で快適な水浴場が広く普及することを目的に、「日本の水浴場55選」という顕彰制度を設け、全国の水浴場の中から「水質・自然環境・景観」、「コミュニティ・クリーン」、「安全性」、「利便性」等の基準に照らして、特に優れた55水浴場を選定しました。本県からは、深浦町の「千畳敷」が選定されました。

同様に、平成13年3月には、平成13年選定「日本の水浴場88選」として深浦町の「岡崎海岸」が選定されました。

また、平成18年5月には、「美しい」、「清らか」、「安らげる」、「優しい」、「豊か」という新たな評価軸に基

づき、人々が水に直接触れることができる個性ある水辺を選定した「快水浴場百選」に「八戸市白浜海水浴場」が選ばれました（資料編表24）。

## 16 水質汚濁防止対策

### (1) 環境基準の水域類型指定

県内の主要公共用水域については、昭和46年5月に新井田川河口水域について公害対策基本法第9条に基づく環境基準の水域類型指定をして以来、順次、類型指定を行ってきました。現在、42河川、3湖沼、8海域が指定されています（資料編表11）。

### (2) 規制指導

#### ① 上乘せ排水基準

新井田川河口水域（新井田川、馬淵川、五戸川、相坂川（奥入瀬川）、十和田湖、八戸前面海域）については、新井田川下流部を中心に汚濁の程度が著しく、総理府令で定める排水基準では水質汚濁防止上不十分と考えられるため、昭和48年3月に水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく「上乘せ条例」を制定しました。

また、昭和52年1月には、水産食料品製造業など汚濁寄与率の高い業種について排水基準を改正し強化しました。

#### ② 排出水の監視

平成24年3月31日現在の水質汚濁防止法に基づく特定事業場は4,909事業場で、このうち、排水規制の対象となる日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上及び有害物質を排出する事業場は、497事業場となっています。また、青森県公害防止条例に基づく汚水関係工場等は47事業場で、このうち、排水規制の対象となる日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上及び有害物質を排出する事業場は、30事業場となっています（資料編表26）。

また、平成23年度における届出書の受理件数は、水質汚濁防止法に基づくものが324件、青森県公害防止条例に基づくものが15件ありました（資料編表27）。

規制対象事業場に対しては、延べ608回の立入検査を行い、排出水の適合状況を監視したところ、28事業所が排水基準に不適合でした（資料編表28）。

違反事業場は、水産食料品製造業やし尿処理施設に多く、違反原因は排水処理施設の維持管理等で適正を欠いたものが大部分となっています。

これらの違反事業場に対しては、違反実態に応じて文書による改善勧告等を行うとともに、追跡調査を実施し、常時排水基準を遵守するよう改善指導を

行いました。

(3) 公共用水域の水質監視

県内の公共用水域の水質汚濁の状況を把握するため、水質汚濁防止法第16条の規定に基づいて、毎年度水質測定計画を作成し、この計画により河川、湖沼、海域の水質の常時監視を実施しています。

平成23年度において、岩木川、新井田川、十和田湖、陸奥湾等の河川、湖沼、海域の総計195地点において、水質、底質及び河川流量等の調査観測を実施しました。

調査対象水域は、これまでと同様、上水道、かんがい、水産業などの利水上重要な水域、むつ小川原開発関連水域、休廃止鉱山関連水域及び都市汚濁型河川を主体に選定し、監視を継続実施しました。

(4) 地下水の水質監視

地下水の水質汚濁の状況を把握するため、「地下水水質測定計画」に基づき、県内全域を対象に地下水質の常時監視を実施しています。

平成23年度においては、170本の井戸（概況調査19本、汚染井戸周辺地区調査40本、継続監視調査111本）について実施しており、地下水質のほか井戸の形態、使用目的、深度等を調査しました。

(5) 生活排水対策

① 生活排水対策重点地域指定

平成5年12月15日に八戸市の新井田川河口水域を水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」に指定し、八戸市新井田川河口水域生活排水対策推進計画の策定に対し、平成6年度に国1／3、県1／3の補助を行いました（表2-1-22）。

また、平成9年1月29日には、三沢市の古間木川流域についても「生活排水対策重点地域」に指定し、平成9年度に同様の補助を行いました（表2-1-23）。今後も、生活排水による汚濁が著しい水域については、関係市町村の意向を踏まえ生活排水対策重点地域の指定を行っていきます。

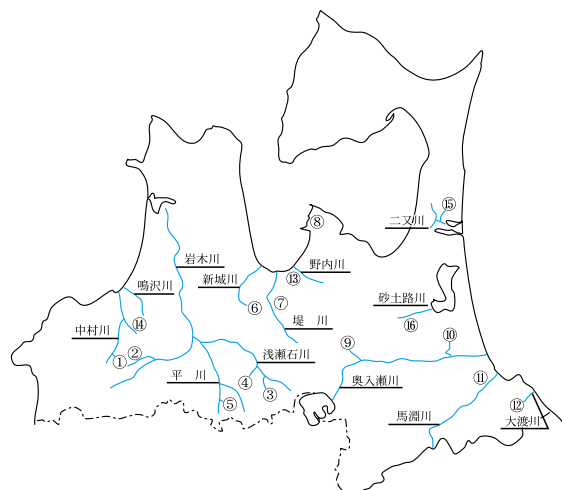
表2-1-22 新井田川河口水域生活排水対策重点地域の概要

重点地域名称	新井田川河口水域生活排水対策重点地域
指定年月日	平成5月12月15日
重点地域の範囲	八戸市の区域のうち次の図に表示した地域（下水道法第2条第8号に規定する処理区域を除く）
指定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河口部の海域が環境基準未達成であり、流入水路の汚濁が著しい。</li> <li>・生活系排水が最大の汚濁源である。</li> <li>・当面、下水道の整備が見込めない区域が多い。</li> <li>・各種プロジェクト事業の推進に伴う人口増により、新井田川が環境基準未達成となるおそれがある。</li> <li>・主要な観光地、公園等の整備が進められている。</li> <li>・鮭のふ化放流事業が最も盛んな水域である。</li> </ul>
重点地域図	

表2-1-23 古間木川流域生活排水対策重点地域の概要

重点地域名称	古間木川流域生活排水対策重点地域
指定年月日	平成9年1月29日
重点地域の範囲	三沢市の区域のうち次の図に表示した地域
指定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の親水的な空間を持つ公共用水域であり、極めて水質の汚濁が著しい。</li> <li>・人口の増加が見込まれ、今後生活系負荷量が増加し、さらに水質の汚濁が進行するおそれがある。</li> <li>・極めて有機性汚濁の著しい水域である。</li> <li>・生活系負荷量が最大の汚濁源となっている。</li> <li>・当面、公共下水道の整備が見込まれない。</li> <li>・他の公共用水域に対し、影響を与えるおそれがある。</li> </ul>
重点地域図	

図2-1-9 ゴルフ場の位置図及び関連河川



No.	ゴルフ場名	市町村
①	津軽カントリークラブ岳コース	弘前市
②	津軽カントリークラブ百沢コース	弘前市
③	びわの平ゴルフ倶楽部	平川市
④	津軽高原ゴルフ場	平川市
⑤	青森ロイヤルゴルフクラブ	大鰐町
⑥	青森県体協ゴルフ場	青森市
⑦	青森カントリー倶楽部	青森市
⑧	夏泊ゴルフリンクス	平内町
⑨	八甲田ビューカントリークラブ	十和田市
⑩	十和田国際カントリークラブ	六戸町
⑪	八戸ゴルフ倶楽部	八戸市
⑫	八戸カントリークラブ	階上町
⑬	東奥カントリークラブ	青森市
⑭	ナクア白神ゴルフコース	鱒ヶ沢町
⑮	下北スリーハンドレッドゴルフクラブ	六ヶ所村
⑯	みちのく国際ゴルフ倶楽部	十和田市

平成24年3月31日現在

② 生活排水対策県民啓発事業

生活排水対策として、啓発用リーフレット「今日からはじめよう、生活排水対策！～家庭でのちょっとした心掛け～」を関係機関等へ配布しています。

また、平成23年度は、六戸町において住民等を対象に生活排水対策講習会を開催し、十和田市の小学校において出前トーク「身近な川をきれいにしましょう」を開催しました。

今後も、講習会の開催やリーフレットの配布等により対策の推進を図ります。

(6) ゴルフ場対策

「青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱」に基づき、ゴルフ場事業者は農薬使用管理責任者を選任するとともに、排出水中の測定結果、農薬の使用実績や翌年度の農薬使用計画等を県に報告することとしています。

また、県は、必要があるときはゴルフ場に立ち入り、排水等の調査を行います。

なお、要綱で定める規模に該当するゴルフ場の位置図及び関連河川は、図2-1-9のとおりです。

(7) 水産加工場対策

水産加工場から排出される加工排水等には、富栄養化の主要因とされる窒素・りんが比較的多く含まれていることから、その処理対策が課題となっています。陸奥湾では水質汚濁防止法に基づく排水基準が平成10年10月1日から強化されたことにより、該当する水産加工業者は、自社の排水処理施設の整備・改善等に取り組んでいます。

17 下水道等の整備

下水道は、健康的で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るために必要な基盤施設となっています。平成23年度において県内では、34市町村（10市19町5村）で公共下水道事業が実施され、また、県が行う下水道事業として、岩木川・馬淵川流域下水道事業及び十和田湖特定環境保全公共下水道事業を実施しています。



さらに、住民の下水道に対する要望が多いことから、県では町村に対し、平成4年度から「町村下水道事業緊急整備促進費県補助」制度を実施、平成8年度からは「町村下水道緊急対策事業費補助」制度に改訂し県費補助することにより、町村下水道事業の普及促進を図っています。

このほか、下水道が整備されない地域の生活雑排水対策を目的として、合併処理浄化槽設置事業に対する補助を実施しており、平成23年度は26市町村で413基を整備しています。

農村地域においては、農業用排水の水質保全及び農村の生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、平成23年度末で、26市町村（9市13町4村）で136地区の農業集落排水事業（うち過疎地域の旧4村、8地区が県営事業）を実施しており、123地区が供用しています。今後とも、農村地域の汚水処理整備水準の向上を図るため、積極的に推進することとしています。

また、漁村地域においても、漁港機能の増進と、その背後集落における生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、これまで8市町村（2市4町2村）で20地区の漁業集落排水施設を整備しており、平成23年度末現在で18地区が供用しています。

## 18 下水道対策

本県の下水道は全般的に整備が立ち遅れており、総人口当たりの普及率は平成23年度末で55.5%で、全国の普及率75.8%を大きく下回っています。

公共下水道については、40市町村のうち、平成23年度で、34市町村（10市19町5村）が事業を実施しています。このほか県事業として、昭和55年より湖沼等の自然環境の保全を目的とした十和田湖特定環境保全公共下水道事業を実施し、平成3年4月1日に供用開始しています。また、「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、平成5年度の新郷村をはじめとして、五所川原市（旧市浦村）、十和田市（旧十和田湖町）、むつ市（旧脇野沢村、旧川内町）、つがる市（旧車力村）、平川市（旧碓ヶ関村）、外ヶ浜町（旧平館村、旧三厩村）、深浦町（旧岩崎村）、佐井村の9市町村11処理区において県代行業業により特定環境保全公共下水道事業を実施（平成20年度までに全処理区で共用開始し、県代行業業を完了）し、過疎地域を支援しています。

流域下水道については、昭和54年度に弘前市ほか5市町村（黒石市、藤崎町、旧尾上町、旧平賀町、田舎館村）を対象に岩木川流域下水道事業に着手し、平成2年

度には5町（旧浪岡町、旧岩木町、大鰐町、旧常盤村、板柳町）を追加し、市町村合併を経て、現在、対象8市町村（青森市、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町）すべてで供用しているほか、馬淵川流域下水道は、昭和56年度に4市町（八戸市、旧百石町、旧下田町、六戸町）で事業着手し、平成7年度には五戸町を追加し、市町村合併を経て、現在4市町（八戸市、六戸町、おいらせ町、五戸町）すべてで供用しています。

また、河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質環境基準を達成維持するために下水道整備を最も効果的に実施するための基本計画である流域別下水道整備総合計画については、岩木川水域、新井田川河口水域、陸奥湾水域及び高瀬川水域の4水域について計画を策定し、順次見直しを行ってきています。

更に、平成9年度には、各種汚水処理施設の整備を効率的、効果的に推進するため各事業ごとの整備区域、手法、スケジュール等をまとめた青森県汚水処理施設整備構想を策定しており、平成15年度及び平成23年度には、社会情勢の変化等に対応して本構想の見直しを行いました。

### (1) 公共下水道の整備

平成23年4月1日現在で公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を実施しているのは、10市19町5村であり、その概要は表2-1-24のとおりです。

### (2) 流域下水道の整備

流域下水道は、水域内の総合的な水質汚濁防止対策を策定する流域別下水道整備総合計画を上位計画とし、2市町村以上を対象とした終末処理場を持つ下水道システムです。

県が事業主体となって、終末処理場、幹線管渠及びポンプ場を整備し、それに接続する部分については関連公共下水道として市町村が事業主体となります。

#### ① 岩木川流域下水道の整備

流域の生活環境の改善を図り、水域の水質を保全するため、弘前市周辺の4市3町1村を対象に事業を行うものです。

全体計画は約794億円（処理場約420億円、管渠とポンプ場約374億円）の事業費を投入して昭和54年度から平成32年度までに235,600人の汚水処理を行うこととしています。第1期は終末処理場の建設とこれに見合う管渠の敷設を完了し、昭和62年4月より処理を開始しました。平成23年度末では、102,500m<sup>3</sup>/日最大の処理能力を有しています（表2-1-25）。

② 馬淵川流域下水道の整備

新井田川河口水域流総計画区域内で、下水道の整備が急がれる八戸市（西部）、六戸町、おいらせ町、五戸町の1市3町を対象に事業を行うものです。全体計画は419億円（処理場約180億円、管渠とポンプ場約239億円）の事業費を投入して昭和56年度から

事業に着手し、平成37年度までに76,900人の汚水処理を行うこととしています。

第1期は終末処理場の建設とこれに見合う管渠の敷設を完了し、平成3年4月より処理を開始しました。平成23年度末では、19,200m<sup>3</sup>/日最大の処理能力を有しています（表2-1-26）。

表2-1-24 公共下水道事業の概要

（平成24年4月1日現在）

都 市 名	行政人口 (住基台帳) (千人) 24.3.31	着工年度	全体計画		整備状況			供用開始 年度	備 考
			処理面積 (ha)	処理人口 (千人)	整備面積 (ha)	処理区域内 人口(千人)	普及率 (%)		
青 森 市	300.8	S 27	7,233.3	332.7	4,226.1	232.9	77.4%	S 48. 4	(公共・岩木川流域関連公共)
弘 前 市	181.6	S 37	4,312.0	143.4	3,553.8	149.3	82.2%	S 48. 6	(公共・特環・岩木川流域関連公共)
八 戸 市	239.6	S 31	5,750.0	195.2	3,142.0	132.9	55.5%	S 53. 9	(公共・馬淵川流域関連公共)
黒 石 市	36.5	S 55	1,217.0	34.7	588.0	21.1	57.9%	H元. 4	(岩木川流域関連公共・特環)
五所川原市	60.0	S 49	802.0	24.3	548.2	21.0	35.0%	S 59. 4	(公共・特環)
十和田市	65.1	S 48	2,085.6	43.9	1,590.4	42.2	64.9%	S 55. 8	(公共・特環・特環(県事業))
三 沢 市	41.9	S 63	1,822.0	35.3	757.3	23.8	56.7%	H 7.10	(公共)
む つ 市	63.2	H 6	2,264.0	61.3	390.4	9.8	15.5%	H12.10	(公共・特環)
つ がる 市	36.5	H 3	496.8	11.5	362.1	8.5	23.3%	H10. 4	(公共・特環)
平 川 市	33.7	S 57	953.7	24.3	888.3	26.0	77.1%	H 2.10	(岩木川流域関連公共・特環)
平 内 町	12.7	H10	273.0	5.0	116.0	3.4	26.7%	H18. 4	(公共)
外ヶ浜町	7.3	H 6	308.0	7.8	129.3	1.6	21.8%	H17. 4	(公共・特環)
鱒ヶ沢町	11.7	H 7	329.0	8.1	106.4	2.8	23.8%	H14. 4	(公共)
深 浦 町	9.7	H10	56.7	1.0	56.7	1.2	12.1%	H15. 4	(特環)
藤 崎 町	15.9	S 55	289.0	7.8	275.0	7.6	47.5%	S 62. 4	(岩木川流域関連公共)
大 鰐 町	11.2	H 4	192.9	5.1	190.9	5.9	52.2%	H11. 4	(岩木川流域関連公共)
田 舎 館 村	8.4	S 56	311.0	7.1	280.4	7.4	88.7%	S 63. 4	(岩木川流域関連公共)
板 柳 町	15.2	H 2	333.0	7.6	276.8	7.4	48.8%	H 9. 4	(岩木川流域関連公共)
鶴 田 町	14.2	H 4	290.0	7.4	268.5	6.4	44.7%	H11. 4	(公共)
野 辺 地 町	14.7	H 7	517.0	10.4	15.3	0.0	0.0%	-	(公共)
七 戸 町	17.5	H 7	724.0	12.0	228.3	4.2	24.3%	H14. 4	(公共・特環)
六 戸 町	10.6	S 62	399.0	7.3	287.6	4.3	40.7%	H 6. 4	(馬淵川流域関連公共)
横 浜 町	5.1	H13	110.0	2.9	11.6	0.0	0.0%	-	(特環)
東 北 町	19.5	H 8	800.0	12.4	312.7	6.4	32.8%	H14. 3	(公共)
六ヶ所村	11.0	H 8	594.0	10.6	419.0	8.7	78.4%	H14. 4	(公共・特環)
おいらせ町	25.1	S 61	854.8	19.3	592.0	14.7	58.6%	H 4. 4	(馬淵川流域関連公共)
大 間 町	6.2	H 8	210.0	5.4	87.2	3.3	53.3%	H16. 4	(特環)
東 通 村	7.2	H10	98.0	1.9	53.3	0.4	6.2%	H14.10	(特環)
佐 井 村	2.4	H10	36.0	1.3	36.0	1.5	60.6%	H19. 4	(特環)
三 戸 町	11.7	H17	330.0	8.4	104.8	2.5	21.1%	H22. 4	(公共)
五 戸 町	19.2	H 7	617.0	10.2	195.0	5.4	28.0%	H13. 4	(馬淵川流域関連公共)
南 部 町	20.4	H17	198.0	3.5	47.6	1.1	5.5%	H23. 4	(公共)
階 上 町	14.5	H11	469.0	11.7	88.4	2.4	16.5%	H21. 4	(公共)
新 郷 村	2.9	H 5	77.0	1.3	77.0	1.5	51.0%	H10. 4	(特環)
県 計	1,383.0	34市町村	35,352.8	1,082.1	20,302.4	767.4	55.5%		
市 計	1,058.9	10市	26,936.4	906.6	16,046.6	667.5	63.0%		
町 村 計	324.2	24町村	8,416.4	175.5	4,255.8	99.9	30.8%		

\*行政人口は平成24年3月31日現在であり、県計・町村計には下水道事業未着手町村も含む。

表2-1-25 岩木川流域下水道事業の概要

対 象 市 町 村	青森市、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町	
事 業 区 分	全体計画	認可計画
事 業 年 度	昭和54～平成32年度	昭和54～平成23年度
計 画 処 理 面 積	7,925ha	6,540ha
計 画 処 理 人 口	235,600人	192,640人
計 画 処 理 水 量	日最大115,300m <sup>3</sup> /日	日最大94,200m <sup>3</sup> /日

表2-1-26 馬淵川流域下水道事業の概要

対 象 市 町 村	八戸市、六戸町、おいらせ町、五戸町	
事 業 区 分	全体計画	認可計画
事 業 年 度	昭和56～平成37年度	昭和56～平成29年度
計 画 処 理 面 積	3,594ha	2,424ha
計 画 処 理 人 口	76,900人	62,170人
計 画 処 理 水 量	日最大35,870m <sup>3</sup> /日	日最大26,900m <sup>3</sup> /日

(3) 農業集落排水の整備

① 農業集落排水事業実施状況について

平成23年度末現在で農業集落排水事業を実施しているのは、9市13町4村で表2-1-27のとおりです。

表2-1-27 農業集落排水事業実施状況

(平成24年3月31日現在)

市町村名	処理区名	集落数	着工年度	完了年度	供用年度	備考
青森市	牛館	4	H4	H10	H7	旧青森市
	諏訪沢	2	H5	H8	H9	
	高田	1	H5	H9	H9	
	孫内	1	H7	H11	H12	
	入野内	1	H8	H11	H12	
	細沢	2	H8	H12	H13	
	細越	1	H9	H14	H14	
	八幡林	2	H10	H14	H15	
弘前市	野沢	5	H13	H18	H17	旧浪岡町
	桑原	2	H14	H17	H18	
	新藍岡	2	H2	H5	H6	
	東内	1	H3	H4	H4	
	大屋	10	H5	H9	H8	
	高保	1	H5	H7	H7	
	高杉	7	H6	H11	H9	
	鳥井	3	H7	H11	H10	
八戸市	船野	3	H7	H11	H10	機能強化
	一丁	0	H10	H10	-	
	新和	7	H12	H17	H16	
	新法	2	H12	H15	H16	
	裾野	7	H14	H22	H20	
	紙新	1	S61	S63	H元	
	紙渡	1	S61	S63	H元	
	紙一	7	S63	H3	H2	
黒石市	八幡	3	H元	H4	H4	機能強化
	市野	1	H3	H6	H5	
	一市	2	H4	H7	H6	
	鳥守	9	H6	H12	H12	
五所川原市	永福	3	H7	H15	H10	機能強化
	豊寺	1	H16	H18	H18	
	大川	2	H6	H8	H9	
十和田市	梅田	1	S57	S63	S63	機能強化
	藻川	1	S63	H7	H4	
	蒔田	3	H11	H15	H13	
	切田	5	S62	H2	H2	
	深持	3	H3	H5	H6	
	段新	3	H4	H5	H6	
	上川	2	H4	H6	H7	
	中川	1	H5	H8	H9	
	赤沼	2	H5	H9	H8	
	中ノ	3	H6	H9	H9	
	晴山	2	H6	H11	H11	
	沢田	8	H7	H14	H13	
	小沢	2	H8	H12	H12	
	六日	2	H8	H13	H12	
	切田	0	H9	H9	-	
	洞内	5	H12	H16	H15	
三沢市	法量	4	H13	H17	H17	機能強化
	藤島	2	H17	H20	H20	
	立崎	1	H18	H21	H22	
	深持	0	H22	H22	-	
	三沢	8	H9	H13	H12	
	三沢	5	H13	H20	H18	
	三沢	2	H20	-	-	
	三沢	0	H23	H23	-	
つがる市	玉稲	6	H3	H6	H7	機能強化
	繁穂	6	H3	H6	H7	
	再穂	6	H4	H8	H8	
	車賀	1	H6	H9	H10	
	福力	3	H6	H10	H11	
	下繁	2	H7	H9	H10	
	下車	1	H7	H9	H10	
	桑野	7	H8	H14	H12	
	稲垣	2	H9	H13	H12	
	牛濁	2	H10	H14	H14	
	越水	7	H13	H18	H17	
	稲垣	6	S55	H元	S61	

市町村名	処理区名	集落数	着工年度	完了年度	供用年度	備考		
平川市	館田	4	H2	H5	H5	機能強化		
	日沼	2	H4	H7	H7			
	大坊	4	H5	H9	H9			
	久吉	1	H6	H9	H9			
	古懸	1	H8	H12	H11			
	松崎	5	H9	H13	H13			
	広船	1	H10	H13	H14			
	館田	0	H16	H16	-			
	平内町	薬師	2	H5	H7		H8	機能強化
		外童子	1	H5	H7		H8	
内童子		2	H8	H10	H11			
西平内		4	H11	H15	H16			
鱈ヶ沢町	長種	1	H4	H6	H7	機能強化		
	里村	3	H7	H9	H10			
	中村	1	H7	H9	H10			
	建石	1	H10	H13	H14			
	南浮田	2	H10	H14	H15			
	西目屋村	杉ヶ沢	1	S60	S61		S62	機能強化
田代		1	S60	S63	H2			
大白		2	H2	H5	H6			
村市		3	H6	H9	H10			
長面		1	H9	H10	H11			
居森		1	H10	H12	H14			
田平		1	H10	H12	H14			
田代		0	H10	H14	-			
藤崎町		榑盤	2	S59	S63	H元	機能強化	
		常盤	2	H元	H4	H5		
	久井	1	H6	H7	H8			
	中名	7	H7	H11	H10			
	水野	2	H7	H11	H10			
	福富	2	H10	H14	H13			
	中島	3	H11	H15	H16			
	林崎	1	H15	H18	H18			
	榑盤	0	H17	H17	-			
	常盤	0	H23	-	-			
田舎館村	豊蔭	2	H4	H7	H7	一部供用		
板柳町	板柳	9	H14	H19	H18			
	飯田	1	H15	H19	H18			
	板柳	7	H17	H21	H21			
鶴田町	菅蒲	1	S63	H2	H3	一部供用		
	境・胡桃	2	H5	H8	H9			
	梅沢	4	H8	H13	H11			
	上三	2	H15	H20	H19			
	水元	10	H18	H22	H22			
中泊町	豊岡	3	H6	H10	H9	機能強化		
七戸町	中野	2	H11	H14	H15			
	四ヶ	7	H14	H17	H18			
六戸町	金矢	1	H5	H8	H8	機能強化		
	七百	2	H6	H9	H9			
	岡沼	1	H9	H12	H13			
横浜町	百目	1	H5	H8	H9	機能強化		
東北町	甲地	1	H4	H7	H8			
	千曳	3	H9	H13	H14			
	菩提	1	H12	H15	H16			
おいらせ町	古間	1	H7	H13	H12	機能強化		
六ヶ所村	新城	1	H4	H5	H6			
	二又	1	H5	H7	H8			
	出戸	1	H7	H9	H10			
	千樽	1	H9	H10	H11			
	戸鎮	2	H10	H13	H14			
五戸町	中市	2	S54	S62	S61	機能強化		
	市浦	1	H5	H8	H7			
	石重	7	H8	H12	H13			
	又重	0	H12	H13	-			
	中市	0	H12	H13	-			
	倉石	6	H14	H17	H16			
南部町	苦米	1	H6	H10	H10	機能強化		
	下名	3	H8	H13	H12			
	片岸	1	H10	H12	H13			
	福田	4	H14	H19	H20			
新郷村	上名	3	H15	H20	H19	機能強化		
	西越	2	H10	H13	H14			
合計	136処理区	373						

② 農業集落排水事業整備状況について

平成23年度末現在で農業集落排水事業の整備状況

は表2-1-28のとおりで、本県の農業集落排水施設の整備率は80.8%です。

表2-1-28 農業集落排水事業実施状況

(平成24年3月31日現在)

市町村名	行政人口(人)	農業集落排水整備対象人口(人)	農業集落排水整備人口(人)	整備率(%)
青森市	300,778	13,162	7,310	55.5
弘前市	181,622	24,784	23,434	94.6
八戸市	239,630	5,281	5,215	98.8
黒石市	36,499	187	150	80.2
五所川原市	59,958	2,555	2,352	92.1
十和田市	65,075	8,859	8,582	96.9
三沢市	41,892	5,313	3,748	70.5
むつ市	63,220	-	-	-
つがる市	36,486	18,433	14,419	78.2
平川市	33,708	7,189	7,080	98.5
平内町	12,705	2,059	1,943	94.4
今別町	3,288	-	-	-
蓬田村	3,189	-	-	-
外ヶ浜町	7,347	-	-	-
鯉ヶ沢町	11,680	2,088	1,984	95.0
深浦町	9,733	-	-	-
西目屋村	1,526	1,555	1,483	95.4
藤崎町	15,941	8,108	7,939	97.9
大鰐町	11,241	-	-	-
田舎館村	8,351	819	774	94.5

市町村名	行政人口(人)	農業集落排水整備対象人口(人)	農業集落排水整備人口(人)	整備率(%)
板柳町	15,199	6,901	4,407	63.9
鶴田町	14,237	7,037	5,164	73.4
中泊町	12,985	2,522	1,146	45.4
野辺地町	14,671	-	-	-
七戸町	17,483	999	1,011	101.2
六戸町	10,572	1,818	1,749	96.2
横浜町	5,067	313	291	93.0
東北町	19,510	1,248	1,236	99.0
六ヶ所村	11,047	1,033	1,005	97.3
おいらせ町	25,009	3,115	3,288	105.6
大間町	6,173	-	-	-
東通村	7,204	-	-	-
風間浦村	2,356	-	-	-
佐井村	2,432	-	-	-
三戸町	11,680	787	0	0.0
五戸町	19,173	5,280	2,845	53.9
田子町	6,468	-	-	-
南部町	20,437	11,034	6,816	61.8
階上町	14,490	-	-	-
新郷村	2,919	707	351	49.6
県計	1,382,981	143,186	115,722	80.8

(注) 行政人口は平成24年3月31日現在であり、県計は県全体の値で、農業集落排水事業非実施市町村も含む。

(4) 漁業集落排水の整備

平成23年度末現在の漁業集落排水の整備を実施しているのは、2市4町2村で表2-1-29のとおりです。

表2-1-29 漁業集落排水の整備状況

(平成23年度末)

市町村名	行政人口(人)	地区名	行政人口(人)(地区人口)	着工年度	供用開始年度	接続人口(人)	接続率(%)
深浦町	9,733	田野沢	385	H13	H21	95	24.7%
		北金ヶ沢	-	H16	-	-	-
		黒崎	220	H4	H8	198	90.0%
		大間越	229	H5	H9	183	79.9%
五所川原市(旧市浦村)	59,958	十三	689	H7	H11	551	80.0%
中泊町(旧小泊村)	12,985	下前	765	H6	H13	285	37.3%
平内町	12,705	茂浦	379	H8	H12	364	96.0%
		東田沢・白砂	715	H11	H16	459	64.2%
		清水川	-	H16	-	-	-
むつ市(旧脇野沢村)	63,220	九艘泊	90	H9	H11	69	76.7%
		奇浪・蛸田	147	H11	H18	96	65.3%
佐井村	2,432	牛滝	117	H4	H9	110	94.0%
		福浦	139	H7	H13	119	85.6%
		長後	83	H9	H14	45	54.2%
		磯谷	162	H12	H17	76	46.9%
東通村	7,202	尻屋	365	H10	H13	357	97.8%
		白糠	2,200	H13	H17	2,032	92.4%
		小田野沢	931	H18	H22(1部)	410	44.0%
階上町	14,490	大蛇	1,000	H5	H11	833	83.3%

## 19 し尿及び浄化槽汚泥処理の状況

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、ごみ処理とともに生活環境保全を図る上で重要ですが、水洗便所の普及や化学肥料の使用等により、農地に還元されなくなったことから、その衛生的な処理が必要となります。

し尿処理人口は表2-1-30のとおりで、平成22年度における本県の水洗化率は83.5%となっており、下水道

等の普及が遅れているため、依然として全国値（平成22年度で92.1%）と比べて低い状態にあります。

平成22年度における排出量は、し尿が184,248kℓで、浄化槽汚泥が274,237kℓの計458,485kℓで、し尿排出量が減少しています。

また、処理状況の内訳は表2-1-31のとおりで、収集されたし尿、浄化槽汚泥は、し尿処理施設で処理されています。

表2-1-30 し尿処理人口

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
計画処理区域内人口（総人口）	（人）	1,469,879	1,456,633	1,441,511	1,427,173	1,414,005	1,403,172	
水洗化人口	（人）	1,169,724	1,197,349	1,168,080	1,170,701	1,174,222	1,171,124	
	公共下水道人口	（人）	656,867	668,071	641,177	648,999	660,675	667,128
	浄化槽人口	（人）	512,857	529,278	526,903	521,702	513,547	503,996
	うち、合併処理人口	（人）	151,869	165,492	174,927	186,058	192,210	195,357
非水洗化人口	（人）	300,155	259,284	273,431	256,472	239,783	232,048	
計画収集人口	（人）	300,155	259,284	273,431	256,472	239,783	232,048	
	自家処理人口	（人）	0	0	0	0	0	
水洗化率	（%）	79.6	82.2	81.0	82.0	83.0	83.5	

※「うち合併処理人口」には、合併処理浄化槽人口、農業・漁業集落排水処理施設等人口を含む。

※水洗化率（%）＝水洗化人口÷計画処理区域内人口

表2-1-31 し尿処理の内容

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
収集（排出）量	（kℓ）	517,011	511,016	488,985	477,456	468,282	458,485	
し尿	（kℓ）	239,861	230,571	216,288	201,665	192,181	184,248	
	浄化槽汚泥	（kℓ）	277,150	280,445	272,697	275,791	276,101	274,237
処理量	（kℓ）	517,011	511,016	488,985	477,456	468,282	458,485	
し尿処理施設	（kℓ）	505,251	499,758	488,985	477,456	468,282	458,485	
	下水道投入	（kℓ）	11,760	11,258	0	0	0	0
	海洋投入	（kℓ）	0	0	0	0	0	0
	農地還元	（kℓ）	0	0	0	0	0	0
その他	（kℓ）	0	0	0	0	0	0	
非水洗化人口	（人）	300,155	259,284	273,431	256,472	239,783	232,048	
浄化槽人口	（人）	512,857	529,278	526,903	521,702	513,547	503,996	
1人1日当たりし尿排出量	（ℓ/人日）	2.19	2.44	2.16	2.15	2.20	2.18	
1人1日当たり浄化槽汚泥排出量	（ℓ/人日）	1.48	1.45	1.41	1.45	1.47	1.49	

※1人1日当たりし尿排出量＝し尿排出量×1,000÷非水洗化人口÷365又は366

※1人1日当たり浄化槽汚泥排出量＝浄化槽汚泥排出量×1,000÷浄化槽人口÷365又は366

## 20 浄化槽整備の推進

家庭からの生活排水は、公共下水道や浄化槽などにより処理されていますが、公共下水道などの集合処理にならない地域においては、浄化槽の整備が進められています。

平成23年度末における浄化槽の設置基数は102,262基となっており、今後も増加が予想されます。

浄化槽は、小規模（処理対象人員500人以下）のものが多く、特に家庭に設置されている施設の中には維持管理が十分でないものも見受けられ、施設数の増加と相まって、放流水による公共用水域の水質汚濁等の問題が生じるおそれがあり、これを防止するために浄化槽の適正な維持管理等の実施について指導を行っています。

また、し尿と生活雑排水を併せて処理できる合併処理浄化槽の普及推進を図っており、平成3年度にはこのた

めの県費補助制度を創設し、平成23年度には413基の整備に対して助成を行いました。

## 21 浄化槽法定検査

浄化槽管理者は、指定検査機関（社団法人青森県浄化槽検査センター）が行う使用開始3か月経過後の7条検査及び年1回の11条検査を受けることが義務づけられています。

平成23年度の7条検査の実施率は85.4%※（受検件数1,336件）、11条検査の実施率は46.5%（受検件数46,837件）となっています。今後も法定検査の受検率の向上を図っていくこととしています。

※7条検査は、使用開始3ヶ月～8ヶ月の間に行うため年度を跨ぐことにより見かけの実施率が下がることがある。（7条検査数/H23年度設置届出受検件数）

# 第2節 優れた自然環境の保全とふれあいの確保

## 第三次青森県環境計画に掲げたモニタリング指標の状況

指標名（単位）		指標の説明				
自然公園観光地点客入込数（千人）		観光やレクリエーションを目的とした県内自然公園の利用者数で、県民が自然とふれあう度合いを表す指標です。				
実績値の推移						
項目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	
青森県	13,386	13,453	12,007	12,715	※9,190	

※平成22年度からは国が定めた「観光入込客統計に関する共通基準」に基づき調査を実施しているため、平成21年度までとは単純比較ができない。

### 1 自然保護

本県の豊かな自然を保護し、後世に永く伝えるため、すぐれた自然やすぐれた自然景観を有するものとして、十和田八幡平国立公園や下北半島国定公園、津軽国定公園のほか、県立自然公園として浅虫夏泊等の8か所が指定されています。

また、県自然環境保全条例に基づき、然ヶ岳県自然環境保全地域等の9つの県自然環境保全地域及び白萩平県開発規制地域等の4つの県開発規制地域並びに愛宕山県緑地保全地域等の10の県緑地保全地域を指定してきました。

さらに、主要な鳥類の生息地及び渡来地は、5つの国指定鳥獣保護区及び83の県指定鳥獣保護区を指定して保護に努めています。

県民の森梵珠山地区については、昭和43年以来身近な自然に触れ合う場として整備を進めてきましたが、平成

4年7月に県立自然ふれあいセンターが開館して、より一層の充実強化が図られています。

平成5年12月には白神山地が世界遺産として登録され、本県の自然環境のすばらしさが評価されました。国（環境省）は、白神山地の調査研究、保護管理の拠点施設として、白神山地世界遺産センターを平成7年度から整備し、平成9年4月に開館しました。

県においても、これに併設するかたちで情報提供、体験学習、普及啓発等の機能を持つ「白神山地ビジターセンター」を平成7年度から整備し、平成10年10月に開館しました。これにより、白神山地の適正な保護管理等及び自然保護に関する普及啓発が格段に推進されることとなりました。また、津軽国定公園十二湖地区に森を中心にした自然環境についての普及啓発活動の推進拠点として、「十二湖エコ・ミュージアムセンター」を平成9年度から整備し、平成11年9月に開館しました。

## 2 自然保護の基本方針

自然は、本来自らの損傷を復元し、浄化する能力を持っていますが、その限度を超えた破壊や汚染が進むと、自然の微妙な仕組みと調和は至るところで破られ、自然から受ける有形無形の恩恵が失われることとなります。

本県の豊かな自然を保護し、後世に永く伝えるため、すぐれた自然環境やすぐれた自然景勝地は、自然公園や自然環境保全地域等として、また、主要な鳥獣類の生息地及び渡来地は鳥獣保護区等として、保護・保全区域の指定をしてきたところです。

今後とも世界遺産である白神山地等のすぐれた自然の保護施策を進めていくこととしています。

## 3 自然環境の保全対策

### (1) 自然環境保全地域等

#### ① 国自然環境保全地域の指定

白神山地は、面的な広がりをもつブナ天然林としてすぐれた自然状態を保っていることから、平成4年7月10日、国の自然環境保全地域に指定されました。指定面積は、14,043ha（青森県側9,707ha、秋田県側4,336ha）となっています。

#### ② 県自然環境保全地域等の指定

「青森県自然環境保全条例」に基づき、すぐれた自然環境を保全することが特に必要な地域を「県自然環境保全地域」、また、県自然環境保全地域に準

ずる良好な自然環境を有している地域等で、地域の開発を規制することにより自然環境の保全に努めるべき地域を「県開発規制地域」、さらに市街地又は集落地等において保全すべき緑地を「県緑地保全地域」として指定することとしています。平成23年度末におけるこれらの指定地域は、県自然環境保全地域が9地域、県開発規制地域が4地域、県緑地保全地域が10地域となっています（資料編表32）。

#### ③ 地域内の保全措置等

地域内の巡回、標識等の設置を行うとともに、白神山地世界遺産地域に白神山地世界遺産地域巡視員を6名配置し、また、然ヶ岳県自然環境保全地域など9地域に自然保護指導員を各1名（計9名）配置して、当該地域の保全に努めています。

### (2) 自然公園

#### ① 自然公園の現況

本県は雄大な火山等からなる八甲田山岳地帯、変化に富む海岸地形の連なる西海岸及び下北半島西海岸地帯、そして複式カルデラ湖として全国的に有名な十和田湖等多種多様なすぐれた自然美を豊富に有し、全国的にも自然景観に恵まれた地域です。

自然公園の指定は、平成23年度末現在、国立公園1か所、国定公園2か所及び県立自然公園8か所が指定されています。その面積は114,570ha（十和田湖全域含む。）で県土面積の11.9%を占めています。

平成23年度末における自然公園の概況は、表2-1-32のとおりです。

表2-1-32 自然公園の概況

(平成24年3月31日現在)

公園別	公園別	区分	指定年月日	面積	保護規制別					普通地域
					特別地域				計	
					特別保護地区	第1種	第2種	第3種		
国立公園	十和田八幡平		昭和年月日 11. 2. 1	ha 40,747	ha 9,903	ha 9,762	ha 8,693	ha 8,675	ha 37,033	ha 3,714
国定公園	下北半島		43. 7. 22	18,641	1,798	2,327	4,000	10,284	18,409	232
	津軽		50. 3. 31	25,966	1,685	2,459	6,171	14,582	24,897	1,069
	小計			44,607	3,483	4,786	10,171	24,866	43,306	1,301
県立自然公園	浅虫夏泊		28. 6. 10	5,466	-	73	121	597	791	4,675
	大鱒碓ヶ関温泉郷		28. 6. 10	6,730	-	47	265	2,008	2,320	4,410
	種差海岸階上岳		28. 6. 10	2,406	-	68	132	2,156	2,356	50
	名久井岳		31. 10. 25	1,076	-	15	41	998	1,054	22
	芦野池沼群		33. 10. 14	612	-	-	351	140	491	121
	黒石温泉郷		33. 10. 14	5,100	-	122	83	1,440	1,645	3,455
	岩木高原		33. 10. 14	2,587	-	7	99	546	652	1,935
	赤石溪流暗門の滝小		56. 7. 7	5,239	-	733	2,146	1,948	4,827	412
計			114,570	13,386	15,613	22,102	43,374	94,475	20,095	

## ② 自然公園の管理及び保護

## ア 公園の管理等体制

十和田八幡平国立公園の管理のために、環境省は十和田湖休屋地区に東北地方環境事務所十和田自然保護官事務所を設置しています。

県は、八戸市、むつ市、鱒ヶ沢町にそれぞれ自然保護課駐在員を配置して津軽、下北半島国立公園、各県立自然公園の管理を行っています。

また、環境省は自然公園を保護し、利用の適正化を図るため自然公園指導員の制度を設けており、本県には61名が配置されています。

## イ 公園内の行為規制

自然公園関係法規により、自然公園の景観を保護するため自然公園内にその保護の必要性に応じて特別地域及び特別保護地区を指定しており、この地域及び地区内における工作物の新築、土石の採取等の風致景観を損なうおそれのある一定の行為には許可を要するほか普通地域においても届出が必要となっています。平成23年度の許可等の処理件数は182件です（資料編表33）。

## ウ 公園内の美化対策

国立公園内の主要利用地域において利用者が投棄するごみの処理対策として、社団法人十和田湖国立公園協会に委託して清掃事業を実施しました。

国立公園については、関係市町村に委託して清掃事業を実施するとともに、業者に委託して海岸漂着ごみの回収事業を実施しました（資料編表34）。

## エ 公園内の保護対策

高山植物の保護を図るために、盗掘防止合同パトロールを実施したほか、自然公園内の植物を保全するために木道の補修等を実施しました（資料編表35）。

## ③ 自然公園の公園計画の見直し

自然公園を取り巻く自然的・社会的条件の変化に対応するため、自然保護の強化を基調として公園計画の見直しを進めています。

## ④ 自然公園における自然保護思想の普及

自然保護思想の普及を図るため、十二湖エコ・ミュージアムセンターを平成11年9月に設置し、津軽国立公園十二湖及びその周辺地域の自然環境を紹介しています。

## (3) 自然保護の啓発

## ① 啓発の基本方針

本県には美しい自然が豊かに現存していますが、

破壊された自然の復元は極めて困難とされています。このため、県民一般の自然保護意識の高揚を図ることによって、自然の破壊を防止することは重要な意味を持っています。

昭和50年7月に告示した青森県自然環境保全基本方針は、「自然環境の保全について、県民の関心を高め、理解を深め、自然に対する愛情と公德心の育成を図るため」として、次の方策を掲げています。

## ア 自然に親しむ県民運動の展開

## イ 県民の森、野鳥の森、自然探勝道等の利用の促進

## ウ 自然保護団体の育成指導

## エ 各種広報媒体による趣旨の徹底

県は、この基本方針に基づき毎年諸行事を開催してきたところですが、広く県民に呼びかけ、各方面から多数の人々が参加できるよう配慮して実施することとしています。

## ② ビデオによる青森県の自然の普及啓発

自然教育の推進を図るため、平成2年度から平成10年度において作成した青森県の自然を紹介するビデオを希望する市町村、教育機関等に貸出しています。

## ③ 自然保護啓発拠点施設

## ア 白神山地ビジターセンター

## (ア) 施設の概要

設置場所：中津軽郡西目屋村大字田代字神田  
61-1

## 主たる施設

- ・大型映像施設：世界遺産白神山地の自然を広く映像により疑似体験してもらうもので、約200人を収容
- ・展示施設：人と自然との共生をテーマとして、ブナを中心とした自然環境とマタギの生活文化の紹介
- ・展示林：ブナを主体とした植物により白神山地を想起させる森林空間の創出

## (イ) 管理運営

青森県森林組合連合会（指定管理者）

## (ウ) 体験による普及啓発等

白神山地ふれあい促進事業（主催行事）

- ・自然体験：白神山地のフィールドにおける自然観察会や、自然保護の考え方を育むための白神トレッキングの開催。
- ・文化継承：白神山地の自然について、講義形式によるネイチャースクールの開催。さらに、白神山地の自然のパネル紹介による



自然に対する理解を深めるための自然クラブ教室の開催。

- ・情報発信等：インターネットホームページによる白神山地の情報の発信。情報誌白神山地ビジターセンターだよりの発行。

(エ) 利用状況

年度	16	17	18	19
入館者数	74,242	66,163	53,101	59,623
年度	20	21	22	23
入館者数	57,783	54,624	56,767	40,140

(開館：平成10年10月24日)

イ 十二湖エコ・ミュージアムセンター

(ア) 施設の概要

設置場所：西津軽郡深浦町大字松神地内

主たる施設

- ・展示施設：森を歩くための自然体験案内施設
- ・ハイビジョン映像システム：十二湖及び周辺の四季の自然を放映
- ・レクチャー室：研修、各種イベントなど多目的な利用が可能
- ・集合広場等：センターとフィールドへの集合アクセスポイント

(イ) 管理運営

深浦町（指定管理者）

(ウ) 主催行事

- ・自然観察会
- ・エコトレッキング
- ・バードウォッチング

(エ) 利用状況

年度	16	17	18	19
入館者数	8,316	6,982	8,416	9,606
年度	20	21	22	23
入館者数	12,386	13,510	13,493	13,202

(開館：平成11年9月14日)

④ 奥入瀬溪流エコツーリズムプロジェクト

奥入瀬溪流エコツーリズムプロジェクトは、奥入瀬溪流の環境保全に資する活動やマイカー交通規制中の関連活動をとおして、環境保全の理解浸透を図り、もって奥入瀬溪流の永続的な保全と、自然環境を活かした当該地域の地域振興・観光振興を図ることを目的として、平成20年から官民一体となって展開しています。

平成23年度は、10月に「奥入瀬溪流エコツーリズムフォーラム」による地域醸成・合意形成を図りました。また10月29日、10月30日の「奥入瀬溪流エコロードフェスタ」当日には、マイカー交通規制に合

わせ、溪流ボランティアガイドウォーク等の活動を行い、環境保全の理解浸透を図りながら地域振興・観光振興を図りました。

(4) 県民の森の管理等

① 県民の森創設以来の動向

青森県民の森は、昭和43年に明治百年記念事業の一環として、県を代表するブナ林とヒバ林を保護し、永く後世に残し伝えるとともに、これを広く県民の保健休養施設として開放し、県民の資質の向上と郷土愛のかん養を図ることを目的に、梵珠山及び眺望山の一連の地帯に設定されたものです（図2-1-10）。土地所有別面積は表2-1-33のようになっており、当初から青森市浪岡大釈迦の梵珠山地区を県が、青森市内真部眺望山地区を青森森林管理署がそれぞれ管理運営しています。県が管理する梵珠山地区は、昭和48年度にビジターセンターの完成を待って県民の利用に開放しました。

以来現在に至るまで、山腹等崩壊箇所の修復工事や土砂流出防止対策等の安全確保に関する諸工事を実施する一方、登山道の整備やトイレ、展望台、あずまや、キャンプ場の設置等で利用者の利便を図ってきた結果、年間約5万人が訪れています。

また、平成4年度県民の森梵珠山いきものふれあいの里整備事業により「県立自然ふれあいセンター」が設置され、「四季を通して自然ふれあいの機会提供による自然保護思想の普及」を目的として管理運営に当たっています。

図2-1-10 県民の森周辺概略図

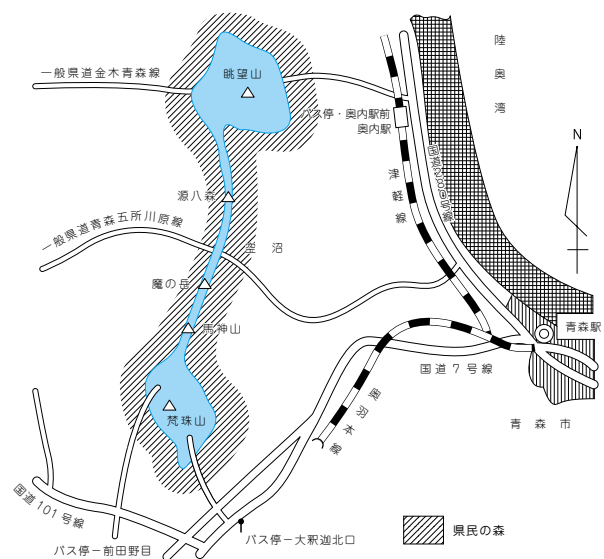


表2-1-33 県民の森土地所有面積

(単位：ha)

所有別	眺望山地区	連絡地帯	梵珠山地区	小計
国有林	896	237	234	1,367
県有林	0	0	201	201
民有林	0	0	105	105
計	896	237	540	1,673

## ② 県民の森の概況

## ア 県民の森梵珠山の自然環境

梵珠山地区は、日本海型ブナ天然林がその大半を占めており、多種多様な植物が生育するとともに、野生鳥獣の繁殖、採餌及び隠れ場となっています。

## (ア) 植 物

山腹の肥沃な土壌には、ミズナラ・ブナ林が見られ、急峻で乾燥した尾根筋にはヒバ林が見られます。また、沢沿いには、トチノキ・サワグルミ林が、さらに湿地では、ミズバショウ、エゾハンノキの群落が見られます。早春には、ブナの林床一面に、カタクリ、キクザキイチリンソウが咲き乱れ、このほかにシロバナエンレイソウ、スマレサイシン、キバナアキギリ、ヒョウノセンカタバミ、サイハイランが確認されるなど、植生の多様なことを示しています。

## (イ) 鳥 類

梵珠山地区には、ベニマシコ、ゴジュウカラ、シジュウカラ、アトリ、ツツドリ、カッコウ、アカゲラ、アオゲラ、コゲラ、アオバト、クロツグミ、ヒガラ、アカハラ、キレンジャク、ヤマドリ、アカショウビン、トラツグミなど多くの鳥類の生息が確認されており、この地区が安定した森林生態にあることを裏付けています。

## (ウ) 哺 乳 類

梵珠山地区には、ニホンカモシカ、ホンドタヌキ、ニホンアナグマ、ホンドテン、ホンドイタチ、ヤマネ、トウホクノウサギ、ニホンリスなどの森林性の獣の代表的なものが生息しており、特にニホンカモシカの生息は注目に値します。

## イ 施設等の概要

主たる施設は「自然ふれあいセンター」を中核とした表2-1-34のとおりです。これらの施設は、「四季を通して、自然とのふれあいの機会を提供し、自然保護思想の普及を図る拠点」と位置

付け、センター事業や利用者による自主的な活動に活用されています。(利用状況は表2-1-35のとおり)

## (ア) 管理運営

青森県森林組合連合会(指定管理者)

## (イ) センター事業(主催行事等)

- ・自然体験事業：センター周辺における日曜観察会、体験学習や自然保護意識を育むための自然教室等の開催。
- ・文化継承事業：動植物等の写真展、自然に関する講演会・調査研究発表会、自然素材を使ったクラフト教室等の開催。

表2-1-34 県民の森の主要施設

名 称	規 模 等	備 考
自然ふれあいセンター	木造平屋建 996.4㎡	
山 頂 展 望 台	鉄骨 16㎡	
入 山 指 導 所	木造平屋建 25.9㎡	
東 屋	2棟、木造平屋建 25.2㎡	
休 憩 舎	1棟、木造平屋建 37.5㎡	
公 衆 便 所	2棟、木造 52.0㎡	
自 然 観 察 路	6,650m	4路線
避 難 小 屋	木造平屋建 13㎡	
駐 車 場	3,010㎡	2か所
車 庫	木造平屋建 50㎡	
キ ャ ン プ 場	1か所	

表2-1-35 利用状況(梵珠山地区)

年度	16	17	18	19
利用者数	50,824	44,843	52,575	49,450
年度	20	21	22	23
利用者数	58,721	58,737	51,520	48,203